

こあんしき 居安思危

なんこく防災くんの防災情報 34

やす あり あや おも
- 安きに居て危うきを思う -



家具の固定をしましょう!!～地震対策の第一歩～

強い地震が起きると、部屋中の家具が倒れて下敷きになったり、割れたガラスや食器でケガをすることもあります。他にも、つまずいて転んだり、逃げ道をふさいだりするなど、いろいろな危険をもたらします。

南国市では、近い将来起きると予想されている南海トラフ地震に備え、南国市家具等安全対策支援事業を実施し、家具等の安全対策にかかった費用の補助を行っています。お気軽にご相談ください。

～家具の安全対策はもうお済みですか?～(南国市家具等安全対策支援事業)

- 対象世帯：南国市在住の世帯
- 対象内容：家具等の転倒、収納物の落下、ガラスの飛散等による被害を防止・軽減するための作業
- 補助上限：1世帯あたり上限 3.2 万円（金具等の材料費、工賃等の大工賃）
※ただし、県税の滞納がないことを証明する書類の交付に手数料が必要。
- 作業方法：市が委託した事業者がお伺いし、ご自宅に適した方法で施工します。
- 申込み・問い合わせ先／ 危機管理課 ☎880-6575



いっしょに防犯パトロールしませんか?



ごめん中央地区タウンポリスでは、ごめんの町を一緒に夜間パトロールする方を募集しています!参加資格・参加料などは一切ナシ!反射材やライトは貸し出します!

30分ほど町を歩く防犯パトロールですので、気軽にご参加ください!!

西野田班 開催日時：毎月第1金曜日 午後7時00分～

- ・集合場所：西野田公民館（南国市西野田町2丁目3-5）
- ・巡回ルート：西野田町～後免野田小学校周辺
- ・夏の間は午後8時00分からとなります。申込時にご確認ください。

後免班 開催日時：毎月第2火曜日 午後7時30分～

- ・集合場所：後免町防災コミュニティセンター（南国市後免町2丁目1-12）
- ・巡回ルート：後免町～日吉町

駅前班 開催日時：毎月第3土曜日 午後7時30分～

- ・集合場所：駅前町公民館（南国市駅前町3丁目2-14）
- ・巡回ルート：駅前町～日吉町
- ・夏の間は午後8時00分からとなります。申込時にご確認ください。

■雨天中止。その他、各班都合により中止・時間変更されることがあります。
参加を希望される場合は、必ず事前に危機管理課(☎880-6575)までご連絡ください。

ウォーキングを兼ねて
楽しくパトロール!



知って得する国民年金

国民年金保険料の納付期限は、翌月の末日です。忘れず納めましょう。

将来の年金受取額を増やすために 免除された国民年金保険料の「追納制度」があります

国民年金保険料の全額免除、一部免除、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間がある場合には、国民年金保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る老齢基礎年金額が少なくなります。

【令和2年度の老齢基礎年金額の計算方法】

$$781,700\text{円} \times \frac{\text{全額納付済月数} + \frac{[\text{全額免除月数}] \times 4}{8} + \frac{[1/4 \text{ 納付月数}] \times 5}{8} + \frac{[\text{半額納付月数}] \times 6}{8} + \frac{[3/4 \text{ 納付月数}] \times 7}{8}}{480\text{ヵ月 (加入可能月数)}}$$

※平成21年3月以前の免除期間は、割合が異なります。

減額となる老齢基礎年金額を補うために、国民年金保険料の「追納制度」があります。「追納制度」とは、全額免除、一部免除、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間の保険料について、10年以内であれば、さかのぼって保険料を納めることができる制度です。

追納を希望される場合は、お申し込みが必要です。

※免除等の承認を受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に追納をする場合は、当時の保険料額に一定額が加算されます。
※老齢基礎年金を受け取っている方は追納できません。

■問い合わせ 南国年金事務所 ☎864-1111
(自動音声案内②→②を押してください。国民年金課に繋がります。)
市民課年金係 ☎880-6555

税 だ よ り

家屋調査にご協力ください

令和3年度固定資産税の課税に向け、令和2年中の家屋の状況（新築・増築・取り壊しなど）を調査していますので、ご協力をお願いします。

■所有者の変更は届け出を

未登記の家屋（法務局で登録されていない建物）で、売買・贈与・相続などで所有者を変更した場合は、納税義務者変更届（用紙は税務課にあります）を提出してください。

※登記家屋やそれに付属する家屋の所有者変更については、法務局で手続きをしてください（税務課への届け出は不要）。

■新築・増築・取り壊し

令和2年中に家屋の新築や増改築などによる床面積の増減、または家屋の取り壊しがある場合は、今年中にご連絡ください。

また、新築で未登記の家屋の場合、納税義務者申告書を提出してください。

※すでに税務課職員が調査で聞き取っている場合は、連絡の必要はありません。

手元に無い軽自動車・バイクの納付書が届いていませんか?

手元にない軽自動車やバイクについて納付書が届いている場合、廃車や名義変更の手続きが完了していない可能性があります。そのままにせず、ご確認をお願いします。

盗難や紛失の場合は、届出を警察署に出した後、管轄窓口での廃車手続きが必要です。

また、軽自動車税は4月1日時点の所有者に課税されます。(使用していなくても、所有している場合は課税の対象となります。)その他、気になることがある場合は下記までお問い合わせください。

■届出先・問い合わせ

税務課 ☎880-6554
資産税係 (家屋の調査)
税務管理係 (軽自動車・バイク)